

令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月20日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クマ等の大型獣による園芸作物への被害を防止するため、センサーカメラ（以下「カメラ」という。）を新たに導入する者に対し、予算の範囲内で交付する補助金について、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所及び園地を有する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項又は第14条の4第1項の規定により認定を受けている農業者又は農業法人
- (2) 販売農家（前年の農産物販売金額が50万円以上又は経営耕地面積30アール以上である者をいう。）

(補助要件)

第3条 補助金の交付対象となるカメラは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) カメラは、赤外線センサー等により動体を検知し、かつ、自動撮影したデータを保存する機能を備えたものであること。
- (2) カメラは、電源工事等が不要なソーラーバッテリー式又は乾電池式のものであること。
- (3) カメラは、市内の果樹又は野菜の園地に設置すること。
- (4) カメラを設置する園地では、電気柵等の侵入防止柵（以下「電気柵等」という。）を設置すること。ただし、急傾斜地のため電気柵等を設置できない等の合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、カメラ本体（合計2台まで）及びカメラの設置に必要なとなる標準的な付属品とし、設置工賃、保守点検費、通信費及び消耗品費（交換可能な記録媒体を含む。）は、補助対象外とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税相当額を除く。）の2分の1以内の額とする。ただし、1台当たり2万円を上限とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第5条の補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 購入機器の見積書の写し及びカタログ（機能が確認できるもの）
- (3) 電気柵等を使用又は所持していることが確認できる資料
- (4) 販売農家である場合は、前年の販売実績を証明する書類（確定申告書の写し、出荷伝票等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度内において1補助事業者につき1回に限り行うことができる。

（変更の承認）

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更書（様式第1号）
 - (2) 購入機器の見積書の写し及びカタログ（機能が確認できるもの）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和8年11月30日のいずれか早い日までに、令和8年度獣害対策センサーカメラ設置支援事業実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
 - (2) 事業実施に伴う証拠書類（購入を証する証明書）の写し
 - (3) 設置状況を示す写真（カメラ本体及び周辺の様子が写っているもの）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （管理義務等）

第9条 補助を受けた者は、導入した機器を善良なる管理者の注意をもって管理し、本事業の目的に沿って5年間は継続して活用しなければならない。

2 補助を受けた者は、市が行う各種調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和 8 年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業計画（変更・成績）書

（1）事業の内容及び経費の配分

区分	見積額	精算額	備考
①カメラ	円	円	[設置箇所の住所]
②その他付属品	円	円	
③小計（①+②） ※1 消費税を除く	円	円	
④消費税額	円	円	
合計（③+④）	円	円	
補助金の額	交付申請額 円	交付決定額 円	

※2 交付申請時は見積額の列に記載し、実績報告時は精算額の列に追記すること。

※3 変更申請時は、見積額の列に変更前と変更後を比較対照できるよう両者を 2 段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

（2）添付書類

- ・カメラを設置する園地の地図

様式第2号

年 月 日

南陽市長 殿

申請者住所
氏名又は
代表者氏名
電話番号

令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった標記事業について、下記の理由により計画を変更したいので、令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

変更の理由

様式第3号

年 月 日

南陽市長 殿

申請者住所

氏名又は

代表者氏名

電話番号

令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業実績報告書

令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業が完了したので、令和8年度南陽市獣害対策センサーカメラ設置支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。